

給水装置工事施工基準（仮称）作成支援業務委託仕様書

1 業務名

給水装置工事施工基準（仮称）作成支援業務

2 履行期間

委託契約の日から令和7年9月30日まで

3 業務の目的

広島県水道広域連合企業団（以下、「企業団」という。）は、現在、給水区域内で給水装置工事を施工する際、14の構成市町がそれぞれ定めていた給水装置工事施工基準等を経過措置として運用している。

本業務は、企業団で統一した施工基準（以下、「統一基準」という。）を作成し、一定の周知期間を経て令和8年4月1日から施行することを目的とする。

4 履行箇所

履行箇所は表1のとおりとし、2から15までの事務所（以下、「対象事務所」という。）を含む

（表1）履行箇所一覧

	履行箇所	所在地	所管
1	事務局本部業務課	広島市中区基町10番52号	統一基準作成担当
2	竹原事務所	竹原市中央四丁目8番17号	竹原市水道事業
3	三原事務所	三原市西野五丁目14番1号	三原市水道事業
4	府中事務所	府中市用土町440番地1	府中市水道事業
5	三次事務所	三次市三次町501番地	三次市水道事業
6	庄原事務所	庄原市中本町一丁目10番1号	庄原市水道事業
7	東広島事務所	東広島市西条中央二丁目5番18号	東広島市水道事業
8	廿日市事務所	廿日市市串戸五丁目10番15号	廿日市市水道事業
9	安芸高田事務所	安芸高田市吉田町吉田791番地	安芸高田市水道事業
10	江田島事務所	江田島市江田島町中央一丁目1番1号	江田島市水道事業
11	熊野事務所	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	熊野町水道事業
12	北広島事務所	山県郡北広島町有田1234番地	北広島町水道事業
13	大崎上島事務所	豊田郡大崎上島町中野2067番地1	大崎上島町水道事業
14	世羅事務所	世羅郡世羅町大字東神崎351番地	世羅町水道事業
15	神石高原事務所	神石郡神石高原町小島1701番地	神石高原町簡易水道事業

5 業務概要

企業団内の対象事務所の給水装置工事施工基準等の現状を調査及び整理し、統一基準（案）の作成を支援する。

また、完成した統一基準を対象事務所に対して説明し、基準を遵守する対象者である指定給水装置工事事業者（以下、「指定事業者」という。）に対し周知するための必要な措置を行うため支援を行う。

6 業務行程

履行期間内の業務行程は、表2のとおりとする。

（表2）業務行程表

業務	令和6年度												令和7年度				
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
打合せ協議	■					■			■			■				■	
(1)現行基準の調査及び整理	■	■	■	■													
(2)基準内容の検討		■	■	■	■												
(3)統一基準（案）の作成				■	■	■	■	■	■	■	■						
ア 素案（第1稿）				■	■	■											
イ 原案（第2稿）					■	■	■										
ウ 確定案（最終稿）									■	■	■						
(4)調整支援（素案及び原案，計2回）					■	■			■	■							
(5)確定案の提示										■	■						
(6)統一基準の説明及び周知支援											■	■	■	■	■	■	■
ア 説明資料の作成											■	■	■	■	■	■	■
イ 指定事業者への周知支援														■	■	■	■
（ア）電磁的資料作成支援														■	■	■	■
（イ）問答集作成														■	■	■	■
(7)成果品の納品												■	■	■	■	■	■
ア 統一基準												■	■	■	■	■	■
イ 指定事業者説明用資料																	■

7 業務内容

（1）現行基準内容の調査及び統一に係る整理

対象事務所における現行の給水装置工事施工基準及びこれに準拠した規程や取扱要領等、給水装置工事に係る申請書類等、書類の様式についてヒアリングを計2回行い、現状の調査及び整理を行う。

なお、このヒアリングには訪問によるものを含み、それ以外はWEB会議を利用したものとする。

- ア 対象事務所へのヒアリング内容は、ヒアリングシート等を作成し、発注者の承認を得た上で、事前に各対象事務所に配布し、ヒアリングシート等を回収した上で、主に基準統一に向けた内容について行う。
- イ ヒアリングでは、施工基準の統一について、対象事務所に十分理解を得ることにも配慮すること。
- (2) 基準内容の検討
- 現行基準内容の整理結果により、別紙に記載する項目を参考に統一基準(案)に記載する内容の検討を行う。
- (3) 統一基準(案)の作成
- ア 基準内容の検討結果より、基準事項及び基準内容、準拠した参照資料を記載した統一基準(案)を作成すること。
- イ 策定にあたっては、説明段階を分けて作成することとし、統一基準作成担当部署に提示し、対象事務所へ意見聴取を行う段階を素案(第1稿)、対象事務所との意見調整が完了した段階を原案(第2稿)とし、企業団で意思決定をする段階を確定案(最終稿)とする段階を経て作成業務を行うこと。
- ウ 作成の際は「8 作成にあたっての留意事項」について留意する。
- (4) 統一基準(案)(素案及び原案)の調整支援
- 作成した統一基準(案)の素案及び原案を対象事務所に提示し、協議調整する際に、同席し説明に係る技術的な支援を行う。なお、この協議はWEB会議にて開催するものとする。
- (5) 統一基準(案)(確定案)の提示
- 作成した統一基準(案)の確定案を統一基準作成担当部署に提示する。この提示方法はWEB会議を利用するものとする。
- (6) 統一基準の説明及び周知支援
- 企業団による意思決定後に完成した統一基準の説明及び周知の支援を行う。
- ア 説明会資料の作成
- 統一基準を対象事務所への説明会を行うための資料を作成する。(WEB会議による2日間午前午後で計4回開催を見込む)
- イ 指定事業者への周知の支援
- ・指定事業者対象へ統一基準の周知(WEB環境を利用した動画配信等を10月に公表予定)を行うための電磁的資料の作成支援を行う。
 - ・統一基準に対する質問に対しての問答集(FAQ)を作成する。
- (7) 成果品の納品
- ア 成果品
- (ア) 統一基準
- ・電子納品一式(word及びpdf形式をそれぞれ納品)

- ・紙納品 15 部（14 事務所および本部に各 1 部）
- (イ) 統一基準の説明及び周知用資料
- ・電子納品一式（word 及び pdf 形式をそれぞれ納品）
- 周知用資料作成に Microsoft PowerPoint を利用した場合は ppt 形式、
動画を作成した場合は動画ファイル形式も含む。

イ 納品時期

(ア) 統一基準

令和 7 年 4 月 30 日

(イ) 指定事業者説明用資料

令和 7 年 9 月 30 日

ウ 納品場所

〒730-0011 広島県広島市中区基町 10-52

広島県水道広域連合企業団 業務課 外

8 作成にあたっての留意事項

(1) 打合せ協議

業務開始前に打合せ協議を行うものとし、協議は初回、中間（3回）、最終の計 5 回行う。その他、必要に応じ発注者及び受注者からの申入れにより、都度、打合せ協議を行うものとする。

(2) 作成する基準内容について

検討した基準項目及び内容、様式などについて、発注者と十分に調整を行い、別紙のと通りの事項に留意して作成すること。

ア 統一基準（案）は、現行基準等における特異な内容の記載は行わず、統一した内容とし、対象事務所の現状の体制及び事務手順や検査実施方法を踏まえ適切で安全な給水装置工事が行われる基準となること。

イ 他の水道事業体での先進的な事例を参考にすること。

ウ 検討するに当たり、用語・呼称の定義も異なることから必要に応じて対象事務所を含む発注者と十分に調整を行い、業務を進めること。

エ 参考資料編として流量計算例、申請書等様式集、関係法令を編綴すること。

オ 給水装置工事に係る申請書等必用となる書類については、統一した様式として作成し、対象様式は次の例示を参照とし「7 業務内容（1）」により整理し、発注者に一覧を提案の上で策定すること。

(ア) 給水装置工事申込書

(イ) 給水装置工事設計変更届

(ウ) 給水装置工事取消届（給水装置工事申込取消願）

(エ) 給水装置所有者変更届（給水装置譲渡届）

- (オ) 給水装置工事検査申請書
- (カ) 給水装置工事完成届
- (キ) 貯水槽水道（設置・変更・撤去）届
- (ク) 事前協議書
- (ケ) その他必要な様式

(3) 関係する法令, 条例, 規則等

統一基準（案）の作成にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

- ア 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- イ 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）
- ウ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- オ 水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）
- カ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号）
- キ その他「道路法」、「道路交通法」等の関係法令
- ク 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）
- ケ 受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項（平成 17 年 9 月 5 日付健水発第 0905002 号）
- コ 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和 5 年 1 月 31 日広島県水道広域連合企業団条例第 21 号）
- サ 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程（令和 5 年 3 月 31 日広島県水道広域連合企業団管理規程第 59 号）
- シ 各水道事業における水道事業給水規程
- ス 対象事務所で定める給水装置工事に係る規則, 要領及び要項

別紙 給水装置工事施工基準へ記載する項目（案）

項目	記載内容
1 給水装置工事等の施工と給水義務	
2 給水装置工事主任技術者の責務	
3 給水装置工事事業者制度の内容	指定, 変更, 指定更新及び処分について
4 給水装置の構造と材質の基準	(1) 使用材料の選定について (2) 性能基準適合について
5 給水装置工事の手続きについて	(1) 事務処理の流れについて (2) 直結直圧給水の場合 (3) 貯水槽式水道工事の場合 (4) 併用方式（直結・受水槽併用方式）の場合 (5) 臨時給水装置工事の場合 (6) 道路占用及び河川占用許可申請等の場合
6 給水装置の設計について	(1) 基本条件及び基本調査について (2) 図面の提供について (3) 計画使用水量, メーター, 給水管の口径の決定について (4) 給水方式の決定について (5) 図面作成について（見取図, 平面図及び立面図等）
7 設計審査について	審査項目について
8 給水装置の施工について	(1) 給水管の分岐（指定材料及び指定工法）について (2) 給水管の配管について (3) 止水栓設置, 水道メーター設置について
9 土木工事について	掘削工及び埋戻工, 残土処理工, 復旧工及び撤去工事等について
10 工事検査について	指定事業者の自主検査について
11 手数料について	設計審査手数料, 工事検査手数料及びメーター加入金等について
12 水の安全及び衛生対策について	(1) 破壊防止措置, 水の汚染防止及び浸食防止 (2) 誤接続（クロスコネクション）防止
13 給水装置の維持管理	(1) 漏水の点検について (2) 給水用具の故障と修理について (3) 異常現象と対策について
14 私設給水幹線施工基準について	
15 中高層建物直結給水施工基準について	
16 私設消火栓設備施工基準	
17 特殊器具装置に関する取扱いについて	
参考資料編	流量計算例、申請書等様式集
その他	※調査結果により必要性が確認された項目を追加